

平成30年度より

介護保険料が変わります!!

介護保険事業計画は
3年ごとに見直されます

高齡化の進行とともに、介護を必要とする
高齡者が増大し続けており、家族だけで介護
することは困難になってきました。そこで、
介護を要する状態になっても、できる限り自
宅で自立した日常生活が営めるよう、介護
サービスを総合的に提供し、利用者にとって
も利用しやすく、公平で効率的な社会支援の
仕組みとして、介護保険制度ができました。

介護問題は誰にでも起こりえる、そして、
切実なものであり、自己責任の原則と社会
的連帯の精神に基づき、40歳以上の全国民
が公平に支える制度となっています。

介護保険料は、介
護保険サービスの給
付費などの見込みを
もとに3年に1度見
直しを行い、決定さ
れます。



あなたの介護保険料の決まり方

平成30年4月からの保険料

段階	対象者	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	37,032円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	61,716円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	61,716円
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	74,064円
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	82,284円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	98,748円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	115,200円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	131,664円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	148,116円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	164,568円
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	172,800円
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	181,032円
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	189,264円

介護保険料の納め方

65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者では、納付方法が違います。

①第1号被保険者(65歳以上の方)

〈特別徴収〉

・年金が年額18万円以上の方
↓年金から天引きされます。

〈普通徴収〉

・年金が年額18万円未満の方
・年度途中で65歳になった方
・他市町村から転入した方 など
↓納付書や口座振替で納めます。
金融機関の他、コンビニで納付
することができます。

※口座振替は指定の金融機関、又は、介護長寿課窓口にてお申し込みください。

※今年度の介護保険料額は6月中旬にお知らせします

②第2号被保険者

(40歳以上65歳未満の方)

加入している医療保険料とあわせて納付します。



減免を受けられる場合があります

災害等により著しい損害を受けた場合や、生計維持者の長期入院により収入が著しく減少した場合などには、申請によって介護保険料が減免されることもあります。納付が難しいときは、介護長寿課までご相談ください。

介護保険料を滞納すると…

介護保険料を納めないでいると、介護サービスを利用する際、利用者本人負担が給付制限により、1割から3割へ引き上げられるなど、サービス利用者の負担が多くなる場合があります。



皆様が納める介護保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源です。

介護が必要となったときに安心して充実したサービスを利用できるように、介護保険料の納付にご理解とご協力をお願いします

〈お問合せ先〉
介護長寿課

☎973-3208